

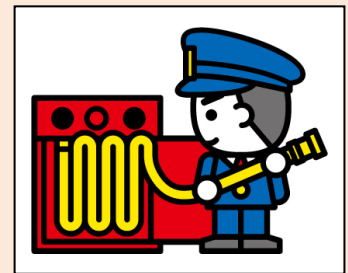


重大な消防法令違反の建物を 公表します

「違反対象物公表制度」

平成30年
4月1日 から
運用開始！

- 違反公表制度とは
建物を利用する方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるように重大な消防法令違反のある建物を彦根市のホームページで公表する制度です。また、総務省消防庁のホームページから、この制度を実施している全国の市町や消防のホームページを確認することができます。
- 公表の対象となる建物は
飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など1人で避難することが困難な方が利用する建物が対象です。
- 公表の対象となる区域は
彦根市消防本部管内である彦根市、犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町が対象区域です。
- 重大な消防法令違反とは
建物に設置が義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない違反です。
- 公表の時期は
消防が立入検査で違反を確認し、その建物の関係者に重大な消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。
- 公表の方法は
彦根市のホームページ内（火災予防関連）へ掲載します。
- 公表する内容は
建物の名称、所在地、法令違反の内容を掲載します。



■建物関係者の皆さまへ

消防法違反となる建物等の大半が無届の増築や改築、棟の接続です。建物の増築、改築、用途変更等をされる際には、事前に消防本部予防課（電話 22-0332）へ相談していただきますようお願いいたします。

※ 公表制度の詳細についてのお問い合わせは、彦根市消防本部予防課（22-0332）まで
お願いします。彦根市のホームページにも掲載しています。（<http://city.hikone.shiga.jp>）